『革命期ニューヨークにおける地主とテナント

――リビングストンマナの場合』

茨木慶三

はじめに

独立革命期（本稿では、一七七五―八九年ころとみなす）ニューヨーク・リビングストンマナで、いわゆるテナントの不穏状態（例えば、七七年五月）がみられたことは、何人も否定できない事実である。しかし、その際におけるテナントの行動の性格や意義については、史家の間で必ずしも意見の一致をみていない。例えば、リンド氏（Staughton Lynd）は、「独立後リビングストンマナは、誰が内部で支配するかをめぐる抗争の縮図となった。地主は伝来の反英派指導者であり、テナントはもっとも頑固なトーリィであった」。そして、「テナントのトーリィ主義は戦争中持続し」、「テナントの反乱の政治的成り行き（《特権政治》から《機会の政治》への転換）は避けられなかった」と主張した。①これに対してキム氏（Sung Bok Kim）は、「いくらかの史家は、リビングストンマナでのトーリィ主義の拡がりをもって、テナントとホイッグ地主との間に階級闘争があったと信じた。しかし、（右の）トーリィの反乱とその余波を詳細に検討すると、必ずしもこのような見解を確証しない。」「ホイッグ所領のテナントがトーリィとなった場合、それは、テナントの自己の地主への社会・経済的敵意に由るものであったのか!?（否である）」。「テナントのトーリィ主義の起源を説明するに当たって、同マナーのトーリィ、トーリィ兵士、および彼らに対する支持ないし反対の証人による数多くの証言・調書・告白の何処にも、リビングストンマナ……でのリース制度や地主・テナント関係への一つの言及もなかった。」と論じている。②

ところで先に筆者は、キム氏の見解を紹介し、その肯綮に値する点と問題点を指摘したが、[3] 地主・テナント関係のダイナミズムを十分に説述しなかったなど不十分な諸点があった。ここに、以下、主としてノースカロライナ大学のキエルーナ氏 (Cynthia A.Kierner) の最近の論考[4]に基づきながら、冒頭に掲げたテーマについて再考するゆえんがある。

㈠

独立戦争期にハドソン河岸に住むテナントは、実用主義的で政治に無関心であった。すなわち、テナントは、一貫して、自己の農場や家族を保護し、兵役を忌避し、邦ないし中央当局による課税や徴発を回避することに努めた。そもそもニューヨーク・テナントは、他邦の庶民と同様に、革命を名誉な運動とはみなさず、むしろ彼らの家産への不必要な負担と考えた。なかんずく下賤な人々は、しばしば、偉大な理念的・政治的論点よりも戦争が不可避的に彼らにもたらした個人的困苦や損失に関心をもった。換言すればテナントの立場は、自己の家庭保存という基本的問題以上のことに注目する余裕がなかったのであった。[5]

実際大抵のリビングストンマナのテナントは、戦争を恐れ、積極的にトーリィ・ホイッグいずれの側かに巻き込まれることを避けたいと思った。早くも七五年七月、同マナのテナントは、ナマ民兵隊での勤務（＝対英戦争への参加）を拒否する旨申請したが、その動機は、実用主義的で利己的なものであった。すなわち第一に、分家の大法官ロバート・R・リビングストン (Robert R・Livingston) の友人ゼイ (John Jay) への手紙に指摘されているように、いくらかのテナントが、「成功すれば土地を自有することができるという希望を抱いて、彼らのいわゆる国王を支持することを決心した。[6]」つまり政治的忠節ではなくて、土地がテナントの主要な関心であったのである。

第二に、同マナのテナントは、民兵隊勤務は自分たちを農場から連れ去り、家族を財政困難に陥らしめると苦情を述べ、右記の大法官が、戦争中全勤労家族は同様な困苦をこうむることになっても、人々の多くは祖国のために喜んで個人的利益を犠牲にしているのだから、彼らも同胞に倣うように勧告したのに対して、彼らはこの説得に応じなかった。[6] このように、対英戦争中同マナのテナントは、革命の偉大な理念よりも自己の家族や農場により深い関心をもったがため、民兵隊での勤務を拒否したのである。ちなみに、軍事的危機が最大であった七

六・七七年に、同マナの五〇〇人の民兵の圧倒的多数は通常の点呼にさえ出席することを拒否した。また七六年一二月末、同マナ（管区）革命委員会には兵役免除請願書が山積した（委員会は、一〇六人ものマナ住民の兵役を免除—この内約三〇人は、免除負担金を支払った）。さらに同年一二月、同マナ主（三代目）Robert Livingston Jr.）の長男ピーター・R・リビングストン（Peter R. Livingston）民兵隊長は、全隊員の戦場配置を命ぜられたとき、「どのようにしても、家族を残して出動できるものは四五人だけだ」と邦代表協議会に言い訳しなければならなかった。従って七七年二月、当局がタイコンダロガ要塞へ進軍する義勇隊を募ったとき、このマナのテナントの誰一人参加するものはなかったのである。⑦

(二)

七五年までに約五〇〇〇人のテナントを擁した約一六万エーカーのリビングストンマナ⑧では、独立戦争が、最初から暴行や不穏状態をもたらした。七五年ころのマナ主の甥ヘンリィ・B・リビングストン（Henry B. Livingston）の手紙によれば、「テナントは甚しい悪漢で、そのいくらかは時勢を利用して永代借地権を地主からうばえようと決意して」⑨いた。こうして七七年秋までの間に、断続的に混乱がみられ、テナントの反乱が恐れられた。とくにアメリカ側の軍事的劣勢（七七年一〇月のサラトガの勝利までアメリカ軍は、テナントの生命・財産を守る力を欠いた）に際して、テナントは時々自己の地主の指導を拒否し、しかも初めは、トーリィ主義からというより政治的無関心と農耕や家族のために兵役を忌避するにすぎなかったが、七六年一〇月までには、テナントの間のトーリィ的行動は活発化し、いくらかの同マナ革命委員会活動家が襲われるに至った。すなわち、七六年二月半ば、タカニック地域の不特定多数のテナントが自己のトーリィの心情を表明したという報告が、また同年九月、あるテナントは、軍役を強制されれば隊長をまっ先に射殺してやると豪語しているという報告が、それぞれマナ革命委員会になされた。⑩さらに一〇月、多数の不満分子が同マナ南東隅の森に潜んで攻撃の機をねらっており、彼らのいくらかは国王への忠誠誓約に署名し、また、本国軍の到来を歓迎しているという情報が流れた。ここにおいて邦代表協議会（会長は、同マナ主長男ピーター）は、同マナ革命委員会に四九人から成る遊撃隊の徴募権を与えた。同隊は、いくらかのトーリィを捕らえ、革命委員会メンバーを保護し、地主か

らの離反分子のその後の公然たる行動を阻止することに尽力した。[11]

七七年の最初の三ケ月間リビングストンマナは、表面上大むね平穏であった。というのは、オルバニィ郡トーリィ指導者が、本国軍の到着まで静観・待機するのが賢明と信じたからである。ただし同マナトーリィは、地下活動を続け、トーリィへの転向を勧誘した。こうして同年四月半ばまでに、同マナ、とくにタカニック地域の殆どの人々が、秘密厳守の宣誓ないし国王への忠誠を誓ったといわれた。さらにアメリカ側にとって軍事情勢がより深刻化するとともに、同マナトーリィは今までなかったほどに大胆となり、公然とホイッグテナントを掠奪したり、武装解除したり、革命委員会メンバーの家屋に発砲したりした。リビングストン家の分家（当主は、大法官リビングストン）のマナ（クレルモントマナ）の火薬工場から、九〇〇ポンドの火薬がトーリィによって盗まれたのもこのころである。[12]

本家の三代目マナ主（既出）が、「数百人の自分のテナントが武装して反乱に立ち上がった。反徒は本国軍の到着を見越したトーリィである」と報じた七七年五月、不穏状態は頂点に達した。反乱は、五月の第一週にわたる一連の小ぜり合いから成っていた。蜂起の直接の契機は、色々指摘されている（従来の慣習である投票によらず、民兵隊新兵が将校によって選抜されたためとか、隣接クレバラックマナ民兵隊がリビングストンマナに到着したとき、後者のテナントが自分たちの陰謀がばれるのではないかと恐れたためとか、あるいは、リビングストンマナの四〇人の住民と、オルバニィ郡革命委員会の命令で囚人を護送したホイッグ軍との小ぜり合いに起因したとか）が、思うに敵対行動は、（この種の）局所的諸事件から自然発生的に広がったのである。[13]

それはともかく、反徒の戦備は、間に合わせのもので、到底勝利はおぼつかなかった。邦代表協議会は直ちに反応し、七七年五月二日、クレバラックマナ、ダッチェズ・ウルスター両郡およびエグレモント（マサチュセッツ邦）の民兵隊をタカニック地域に派遣、三日間の交戦ののち一五〇人から成るトーリィを打ち破り（三名を殺害、数名を負傷させた）、さらに掃討作戦を展開して、リビングストンマナほか約三〇〇人の公然・非公然のトーリィを逮捕、各地に分散させて審問した。なかには、だまされたためだと弁解してみずから降伏する容疑者も多かった。その上、夫がなお森のなかに隠れている妻からの大赦請願が山積した。他方ホイッグは、拘置所不足や目前の農作物収穫季における労力不足、および、切迫した本国軍の攻勢に基因する不測の事態を懸念せざるをえなかった。ここにおいて、反徒は寛大に処遇され、無学で、深く悔悟していると考えられる者は、愛国派運動への忠誠誓約後、放免された（リビングストンマナのトーリィは、三人を除いて不忠誠

の罪を免除されたともいわれている)。スカイラー少将(Philip John Schuyler)宛の、一二人が死刑にされる予定との七七年五月一二日付の手紙が今日残存しているが、正確に何人が処刑されたかを示す記録はない。⑭

ところでリビングストン家は、七六年初め以来いたずらに、自己のテナントが手に負えないトーリィで、外からの武力介入に由る以外規制できないと邦・郡当局に警告することによって、自領の秩序回復を試みた。すなわち、早くも七六年二月、同マナ主の子息ウォルター・リビングストン(Walter Livingston)は、民兵三中隊を父のマナに派遣してトーリィ反徒と思われる容疑者を武装解除・逮捕することをオルバニィ郡革命委員会に懇請した。また同年一〇月、リビングストン家家族がその有力な構成員である同マナ革命委員会は、五〇人の民兵を派遣して同マナの南東隅で予期されるトーリィの反乱を鎮圧するように、ダッチェズ郡革命委員会に依頼した。さらに七七年春までに、ルイーンベック・キングストン・クレバラック諸タウン革命委員会は、テナントのトーリィ容疑者を鎮静させる手助けを求められ、加えて大法官リビングストンは、クリントン邦知事(George Clinton)に、同マナにはロイヤリストが横行しており、彼らは武力でしか制圧できないと泣き言をいった。⑮

実際、七六・七七年にリビングストン家は、積極的かつ故意に革命に反対したとして、反徒を無差別に告発する二つの十分な動機を有した。第一に同家は、テナントをトーリィ主義のかどで非難することによって、独立以後急速に下落していた同家に対する悪評を訂正するために同マナでの反乱を利用しようとした。すなわち、七七年までに多くのオルバニィ郡住民は、同家が戦いに疲れ、本国との講和を計画しているのではないかと疑っていたから、同家の敵——同マナ反徒——をトーリィとして告訴することによって、同家は自己の愛国主義を再び断言できたのである。⑯第二に同家は、邦・地方当局が反徒をロイヤリストと信じるならば、同マナに軍隊を派遣して同マナの秩序を回復してくれるだろうと判断した。結局この戦術は機能し、邦当局は、同マナでのトーリィの威嚇に関する泣き言を幾度か受け取ったのち、民兵隊を派遣、七七年五月の反乱を制圧したことは先述のとおりである。

なるほど、本国軍の攻勢が切迫した時期において、植民地時代以来農民騒擾を体験した同家にとって、テナントへの疑惑と恐怖は一見自然であるといえるかも知れない。しかし、その後の成り行きで判明するようにそれらは根拠薄弱であった。⑰疑いもなく同家は、同マナ住民の反逆性ではないとしてもそのロイヤリズムを誇張したのであった。そもそも七〇年代に、同マナ本家領(クレルモントマナを除く)には約

四〇〇人のテナントが居住し、従ってその人口は約二、〇〇〇人と推定できた。だが、トーリィであったスミス（William Smith）の極めて甘い評価でも、七七年春絶頂時に住民の四〇〇〜五〇〇人だけが反乱に連座したのであり、また邦代表協議会の記録は、捕らえられた反徒囚人数はおよそ一四〇人であったと示唆している（ちなみにスミスの計算では、囚人数は約二〇〇人以上）。その上囚人の多くは、同マナ住民ではなかったし、しかもいくらかの者は、トーリィ的活動以外の罪で捕らえられたのであった。[18] さらに七八年、本国が労力を国王に忠実なアメリカ人に大きく依存するようになり、本国代理人が同マナ住民の説得に派遣されたのちも、いいふらされたテナントの地主離れや本国の自由土地保有地交付の約束にもかかわらず、七九-八〇年に同マナテナントの家族は、僅かに五人の息子を本国軍に送り出しただけであった（テナントの地主離れの消滅＝地主との協調については本稿㈢参照）。[19] けだしトーリィとは、革命当局やリビングストン家に少しでも非協力的と思われた人に使われる代名詞であったのである。

それはさておき、七七年四月リビングストン家の客人スミスは、同マナのテナントの革命支持の拒否は、「苦悩の結果であり、その苦悩は、非現実的な政策による不確かで夢のような間接的な見込みだけが埋め合わすことができると思われたためである」と洞察し、テナントは、つかみどころのない観念的な目的よりも、戦争の実際的結末により関心をもっていたと覚え書きした。七七年春までに大抵の同マナのテナントは、自己の時間と資産への邦政府の要求を不当だと立腹し、戦争が提供するかも知れないと思われた自分の借地の権原入手のチャンスに好奇心をそそられた。それゆえ七七年五月までに、数百人の同マナのテナントは、予期された本国軍の進攻を見越して武装したのであった。[20]

とはいえ、いくらかの同マナのテナントは、なお、地主と邦政府が彼らに中立者として生活することを認めるならば、穏やかに振る舞おうと考えていた。七七年五月スミスは、「武装したテナントのいくらかが、……妨害されずに農場に残してくれるならば、武装を解いてマナ主に降伏し、おとなしくすることに同意した」と書いている。[21] ただしこのテナントの妥協案は、何よりも自領での秩序回復＝暴行の拡大阻止を願うリビングストン家の希望にもかかわらず、トーリィに強硬姿勢を崩さなかった郡革命委員会に容認されず、同家と革命当局の角逐の火種の一つとなったのであった（同家のエゴと、同家とテナントとの提携の手がかりを示唆している。―なお、本稿㈢参照）。

実際七七年春までに、同マナのテナントの多くは、武装し、反抗的となったが、彼らは、国王の味方としてよりも、邦政権とそれを支持

した地主の敵として反旗を翻したのであった。テナントが、中立ないし政治上無関心であった事実にもかかわらず、彼らのトーリィ主義が積極的で普及したものであるとする主なる証言は、リビングストン家に由来するものであり、同家は、同マナ反徒がトーリィだと第三者を説得することによって利するところ大であった(既出)点を考慮すれば明白なように、同マナのテナント＝トーリィという説は、完全には信用できるものではなかったのである。㉒

ところでリビングストン家は、自領のテナントの地位を画一的に考察したが、それは、反徒と非反徒とのマナ社会内での重要な相違をおい隠す恐れがある。例えば、テナントの資産規模は、貧窮者から富裕者まで極めて多様であり、また、リース保有条件も様々で、ほんの数年後にマナ所領を立ち去る者から、数世代にわたってその地に居住する者まで色々であった。㉓

今、革命期の反乱に連座したリビングストンマナのテナントについてみてみると、七七年の反乱に関して、リンド氏は、「殆どすべての同マナのテナントを含む手の込んだ陰謀があったことは疑いえない」と述べ、またキム氏も、「同マナ民兵隊将校の三分の一を含め、同マナ、とくにタカニック地域の殆どいずれの人々もが、秘密厳守の宣誓ないし国王への忠誠を誓ったらしい」と言及している。両氏とも、領地会議議事録㉔などに基づいて示唆しているのであるが、最近キエルナール氏は、次のようなより詳細な分析を試みた。すなわち、反乱に連座した同マナ住民は、より貧しいか、そう定着していない人であるという傾向がみられる。つまり大抵の人は、同マナに自己の違法行為によって危くなる資産―借地、改良分、作物―をあまり所有しない人であった。例えば、七六年二月から七七年一月の間に同マナおよびオルバニィ郡革命委員会は、同マナのトーリィの陰謀と反乱に連座した容疑について二八人を尋問したが、この内四人だけが同マナの定期賃貸借土地保有者本人、一五人が恐らくテナントの子息、九人が同マナ東部境界紛争地近くのスコッターであった。しかも右の四人のテナント本人の内三人は、過去三年以内にリースに従事し始めた者で、この短期間のマナ居住中に十分に自己の農地に改良を加えていなかった。ただし一人だけは定着したテナントで、右の二八人の容疑者中最富裕者であった。ちなみに、彼の七九年に課税のために査定された資産額は八一二ポンド(このときの査定資産額平均は、三五〇ポンド)、また、右の二八人の内彼以外の四人だけが、同マナに課税対象となるほどの資産をもっていた(それぞれ、査定資産額は一二ポンド、五八ポンド、一〇〇ポンド、三五五ポンド)。㉕

さらにキエルナー氏によれば、より明白ではないが、同様なパターンが、七七年六月に設置された陰謀探索委員会の記録でもみられる。

すなわち同委員会は、七七年六月から七九年末までの間に、同マナ住民と確認できる合計二二人を尋問・告発・投獄したが、この内七人だけが実際同マナの農地をリースし、かつ七人の内四人だけが七〇年以前にリースを始めていた。しかも七九年の課税簿によれば、右の二二人の内一一人は課税対象となる資産を全然所有せず、また四人は、その資産額が一〇〇ポンド以下、さらに七人は、かなりの資産所有者であったが、彼らの行為はあいまいで、その罪は些細なものであった。このように同委員会の記録は、守るべき家族と物質的利害関係を有する定着テナントが、当時のような極めて異常な状況下でさえ中立的ないし政治場無関心である傾向であったことを示唆している。七七年の本国軍進攻の恐れが最高頂のときでさえ、同マナ住民約二、〇〇〇人の内大多数は、不活動にとどまる道を選んだ。もっとも、本国軍の進攻・退却後も長期間持続した、テナントのどちらかの側に味方して戦うことへのためらいは、彼らの同マナの土地を自有にするすべての希望を喪失させたのであった。㉖

なお、同マナでの暴行の助長・促進の上で、外部の人々の役割を指摘しておかなければならない。キム氏は、五〇年代に、ニューイングランドの煽動者が、本来の同マナのテナント反抗分子を人数で圧倒したと主張したけれども、同マナのテナントは、七〇年代には、恐らく五〇年代よりより積極的に蜂起に関与したとはいえ、彼らはまたも、リビングストン家から土地を奪うことを求めた外部の人々を仲間としたということができよう。㉗

(三)

それはともかく、本国軍がハドソン渓谷から立ち去ったとき、リビングストンマナの住民の三分の二以上は、恐らく、今後の邦によるいやがらせを回避するため、邦に忠誠を宣誓した。すなわち七八年までに、大抵の同マナのテナントは、民兵隊勤務の呼びかけを無視し続けたものの、進んで邦政府に忠誠を誓約したのである。㉘一方、リビングストン家と同マナのテナントとの間には、両者が協調する二つの背景が存在した。

第一は、ニューイングランド人問題である。事情はこうであった。表面上トーリィ暴徒を鎮圧するとしてタカニック地域にやってきた西

部マサチュセッツ民兵隊は、無差別に同マナのテナントを襲撃し、反徒がリビングストンマナ革命委員会に降伏を申し出たのちも攻撃を継続した。けだしニューイングランド人は、植民地時代以来の東部境界地帯の地権が自分たちにあるという主張を復活させようとしたのであった。七七年五月スミスは、「ニューイングランド人は、同家をねたみ、トーリィ主義者として告発したいと望んでいる」と述べ、また同じころ大法官リビングストンは、「ニューイングランド人は同家の信用を傷つけ、所領の支配権をえようと望んでいるから、同家は難癖からの防衛に乗り出す必要がある」と警告した。さらに七八年二月リビングストン本家の長男ピーターは、「(民兵隊の退去後も東境に居座った)ニューイングランド人は、(革命の名において)同マナを没収すると公然と脅迫し、私の家と同マナのミルや鉄工所を焼却するといっている」と報告した。ところで、七〇年代のリビングストンマナでの暴力行為は、五〇年代同様三すくみの抗争となったが、その際同マナのテナントは、リビングストン家と提携してニューイングランド人に対抗するに至った。すなわち、テナントの労力がなければ所領は無価値であることを認識した同家は、ニューイングランド人の過度の暴行に激しく反対し、同マナのテナントを庇護する労をとり——例えば七七年五月長男ピーターは、クレバラック革命委員会および邦公安委員会議に、当惑している同マナのテナントに対する保護と損害賠償を懇請している(この行為は、皮肉にも、同家の早期におけるテナント=トーリィ説のいかがわしさを確認するものであった)。——、他方同マナのテナントは、同家に保護、とくに、秩序回復の名目でタカニック地域へ来て、テナントを悩まし、彼らの借地・動産を没収したニューイングランド勢力からの保護を要請した——例えば七七年五月、日記にスミスは、「テナントは日々、ピーターに支持を求めている」と書いた。(29)こうして、七七年秋、本国軍がハドソン溪谷から撤去し、ニューイングランド民兵隊が西部マサチュセッツへ帰郷したとき、七七年の危機は過ぎ去り、またテナントとその仲間が、本国軍との同盟による農地の自有を断念して蜂起をやめ、通常の耕作業務に返ったにもかかわらず、外部人が同マナでトラブルを起こし続けた。現に七八・七九年、武装した強盗一団が同マナテナントを襲い、このためテナントはおびえて、その大多数は七八年までに防御的姿勢を採用するに至った。(30)

さて第二は、七八年までにリビングストン家もまた、邦政府に対して幻滅感を増したため守勢の立場におかれたことである。それは、以下のような経緯であった。革命は憲政上および理論上の変化をもたらし、植民地時代からの古いエリートの権威は根底から覆され、同家は落胆・苦悩した。例えば、初期の邦下院議員は圧倒的にニューメン——植民地時代代議会員ほどの資産も名声もない中産層——であった。(31)

同家は、自家の政治的権威喪失に立腹するとともに、今やエリートに君臨したニューメンを嫌悪した。例えばスミスは、「卑しい人々が高職に就いた」と書きとめ、同家の縁故スカイラーは、「老いた元靴造り……なんかが副知事に推薦される」とはと不満をもらした。[32] こうして古いエリートは、邦革命政権の政策を憎悪したが、とくに同家は、邦政府に対して三つの不満を有した。すなわち、ⓐ同家は先ず七七年の邦憲法が一七一四年以来同マナが享受した、同マナが邦下院にそれ自身の代表を選出する権利を廃止したことに不満であった。同マナ主の子息ウォルターは、マナの議席は、同家が「法律、慣習および特許によって」保持する「奪うことのできない権利」であり、その廃棄は、「エリートがこの国で勢力をもつことを欲しない」人々の企てたより広範な陰謀の一環である、と論じた。[33] ⓑ次により重要な問題であるが、同家ほか古いエリートは、邦政府が採用した税政策に激しく反対した。なぜなら、革命は税制に重要な変化を結果し、ために大地主の利益が脅かされたからであった。つまり邦政府は、革命中に初めて未開拓地に従価税を課し、しかも地価は、当局の任命した者ではなくて民衆が選出する査定官によって決定することとした。また邦政府は、年一、〇〇〇ポンド以上の戦時利益に超過利得税を課することを条例化した。

これらを総合して考えると、この税法上の変化は投機家、大物地主、暴利をむさぼる商人に税負担の最大の割り当て分を課すものであった。もっとも邦政府は、七九年に従価土地税を中止したが、民衆が選出した査定官は、納税義務者個人の支払い能力についての自己の認識に従って税額を査定する絶対的権力を事実上保持し続けた。それゆえリビングストン家の人々は、査定毎に激しく抗議したが、とくにマナ主は、査定官が同家に特別の敵意をもっているとして不服を申し立てた(不成功)。[34] ⓒ最後に、同家とその仲間は、不当利得を抑制し、また破滅的な戦時インフレの影響を緩和するために企てられた最高価格制と通商規制にいたく憤慨した。愚かにも彼らは、独立戦争を自己の金銭的利益のために利用できる典例と考えた。例えばマナ主は、食料輸出禁止令を無視してボストンへ麦粉を輸出し、また、同マナ産の麦粉や鉄製品の値踏みが低すぎるとして、補給係将校と口論した。この結果、邦政府は同家の姿勢に腹を立て、同家に対する世評は低下するばかりでっあた反面　自主的な経済運営に慣れていた同家の人々は、戦時重税とあいまって、邦政府による経済統制をますます苦苦しく思うに至ったのである。[35]

ここにおいて、七七年以後次第にリビングストン家は、自分たちが、従来邦当局の要求に憤慨してたき同マナのテナントと共通の利害関係を有することに気づいた。両者はともに、重税と物価の最高限度規制を嫌悪した。すなわち同家は、重税を課せられたテナントは、地代

が払えなくなり、また物価統制のためテナントは、最高の生産性達成に向って努力することをやめるであろうと考えた。他方、同マナのテナントは、政府が軍事用に徴発したり、極度の低価格での売却を強制したりすると懸念したので、自家の生活に必要以上の穀類を植えつけることを拒否した(七七年)。また彼らは、「農地改良や家畜増殖はかえって戦争を長引かす」として、作付制限を少くとも八〇年まで継続した。加えて同家鉄工所の労務者も、生活費高騰にもかかわらず賃銀の固定を惹起する最高価格制を嫌悪した。時々同家が賃上げのために鉄製品の価格を引き上げたのに対して、邦公安委員会議は、法外な価格設定のかどで同家を非難した。[36]

このような状況のもとで、本国軍が同家マナ地域から退去し、同地に平和が回復されたのち、同家は、同マナのテナントと多くの不満を共有したので、後者の窮状に著しく同情的となった。邦当局が課税と徴発を強化し続けた七八、七九、八〇年、同家は毎年、当局のテナントへの要求は過度だと苦情を述べたが、その際、当時同家の唯一の邦レベルの官職保有者であった大法官リビングストンが、同家一番のスポークスマンであった。例えば彼は、クリントン知事に、七八年、「補給係将校や兵站委員の圧力によって、邦の他のどの地域も、同家マナの半分も苦しめられていない」から、同マナのテナントへの徴発強化を再考してほしいと請願し、また七九年、邦の物資調達請負人は、七七年に設定された低い価格はなお有効であると偽り、現在の政府規制価格以下で穀物を売却させ、「テナント家族の暮らし向きに適当な配慮をしていない」と不平を述べた。さらに大法官の母も、負けずにテナントの苦境を描写した。すなわち彼女は、八〇年冬、政府の政策と凶作のため恐らく飢餓が結果するであろう。「あまねく人々が、納税できず、動産や家畜を差し押さえられ、多くの人々は大苦境に立たされている」と指摘した。[37]

八〇年までに、ハドソン渓谷での主要問題点は、トーリィ主義ではなくて税金となった。すなわち、地主とテナントとはともに、邦政府の合法性を承認したけれども、その実施した政策を嫌悪した。[38] こうして、ⓐ邦や地方当局は悶着仕掛け人を従来どおりトーリィとして取り扱ったが、八〇年九月リビングストンマナに参集した反対分子は、革命反対とか本国支持とかではなく、実は、課税や徴発に抗議するためにそうしたのであった。従ってこのとき初めて、反徒は主に、邦の税金政策のためにもっとも苦しむ人々、つまり富裕な農民であった。陰謀探索・打破委員会は、八〇年の不穏状態の結果逮捕された一八人の事件を審問したが、この一八人の内一三人がリビングストンマナでリースを保有し、しかもその内四人を除く全員が、七〇年以前からその地を耕作しており、またこの一三人は、すべて七九年に一〇〇ポンド

以上の資産を有し、かつ彼らの平均資産額は六四四ポンド——同マナ住民の平均資産額三五〇ポンドよりはるかに高い——であった。加えて右の一八人の内三人だけが、無産の労働者であった。ここにおいて、八〇年の不穏状態は、同マナ早期の反乱とは違って、主として自己の利益に有害な当局の政策に反対した有産階級によって誘発されたことが明白であろう。ⓑ八一年冬、三〇〇人以上の同マナ住民が参集し、腹だたしい経済政策に抗議する公式請願書を起草した。彼らは、納められない重税と同マナ管区に過重な課税となると思われた査定方法に苦情を述べ、また、殆ど無価値の紙幣で、しかも安値でしか代金を支払わない邦の請負人に作物を売却しなければならないことに抗議し、さらに、その子供が本国支持容疑者であるテナントから、邦政府が絞り取った罰金を非難した。そして、請願者の圧倒的大多数は、以前に反乱や暴動にもつたよりはるかに大きい関心を経済的不満の解決にいだいた、同マナの定期賃貸借土地保有者であった。しかも、会合の座長は、同マナに定着した普通のテナントであったが、参集したテナントは、邦議会への苦情を申し立てる代表にマナ主の二人の息子を選出した。これは、古いエリートの権威が失墜しつつあった時勢を考慮すれば、リビングストン家の強制や脅迫に由る結果とは考えられず、ベッカー氏（Carl L. Becker）のいう「理性の力で…関係者を味方にする必要」を痛感した同家の巧妙な方策と、より富裕な定着したテナントの穏健化ないし保守化を示唆するものとして、注目しなければなるまい。(39)

それはさておき、同家を始めとするエリート保守派が、連邦憲法批準支持運動を指導し、八七-八八年、ハドソン渓谷のテナントの大多数は、自己の地主の仲間になり、フェデラリストの綱領を支持した。いくらかの研究者は、テナントのフェデラリズムを地主の脅迫のせいだとしてきたけれども、事実は、恐らく大抵のテナントは、邦政府に何ら愛着をもたず、地主と経済的・政治的不満を共有したがゆえに、フェデラリストに賛成したのである。換言すれば、テナントのフェデラリズムは、地主の影響力、彼ら自身の政治への無関心、革命期の体験から会得された、アンタイ・フェデラリストはテナントの利害関係に何ら特別の配慮をしないとする定期賃貸借土地保有者の認識。以上三者の組み合わせから結果したといえよう。(40)

結局、革命期においてリビングストンマナのテナントは、それが地主であれ、邦当局であれ、土地渇望のニューイングランド人であれ、敵と認められるものに対して、一貫して自己の利益を防衛した。こうして、地主・テナント間の利害関係共有は、革命期のあとまで残存することはできず、九〇年代までにテナントは、再び地主家族と抗争状態となった。

(四)

ところで、独立革命は、同マナに完全な社会・経済的民主化をもたらさなかった。九〇年のマナ主の死亡まで、マナの再発行された定期賃貸借契約書は、貸主を「領主権とマナの所有者」と呼称し続け、同家は、製粉ミル独占権や穀物先買権を留保した。一方、八七年の東部境界紛争の和解は、ハドソン渓谷の地主に以前より以上の保障を与え、九〇年代に平和と繁栄が回復したとき、一見、同家は攻撃にさらされることはないと思えた。すなわち、もはやニューイングランドのスコトッターや反対分子から脅迫されることはなくなった。ところが、同マナ自体のテナントからトラブルがもたらされた。邦政府ではなく、同家のテナントの物質的利益への圧迫が、テナントに問題視されたのである。例えば九五年、二一〇人の同マナの定期賃貸借土地保有者は、同家の土地権原の不正を指摘して調査を邦議会に請願した。――彼らは、「極度に圧制的で厄介な状態」におかれ、「神が人類を運命づけた地位から奴隷や隷農のそれに引き下げられる趣がある」と主張、革命的共和主義者の慣用語を使用した。さらに一八一一年にも、彼らは同様な請願を邦議会に提出した（いずれも拒否された）。[41]

思うに革命後の請願者は、七六-七七年の反徒と同じ目的（＝同家の土地の所有権入手）をもっていた。七〇年代にはいくらかのテナントは支持を本国に期待し、革命期後には彼らは邦議会に援助を求めた。しかし、七七年以後には五〇年代同様、自己の直接的利益の敵と思われるニューイングランド人や邦当局からの保護を地主に懇願した。つまり、マナ外からの恐怖は、地主とテナントに共通利害関係をもたらしたが、革命期後にはニューイングランド人も邦当局も、同マナのテナントを悩ますことはなく、従って同マナのテナントは、地主と提携する必要を感ぜず、一貫して地主に反対し、自己の運動への支持をマナ外の者へ求めたのである。やがて一八四〇年代の超党派的な地代反対運動のときに、[42]テナントの不満は頂点に達するであろう。

おわりに

顧みると、革命期におけるリビングストンマナの地主・テナント関係は、変動の激しい軍事的・政治的状勢に相応して著しく変化した。七五年春から七七年秋にわたる戦争の初期、地主とテナントとは相互に不和であった。リビングストン家が顕著な愛国派指導者の一員であったとき、本国軍が同家の土地を没収してテナントに再分配することを期待し、多くの同マナのテナントは国王支持を表明した。実際本国軍は、七七年一〇月に同マナを攻撃した。しかし、同家の資産を取り上げようとは試みなかった。そして、本国軍のサラトガの敗北後におけるハドソン渓谷からの撤退によって、テナントの姿勢のみならず選択は、急激に変化した。すなわち、邦政府とニューイングランド人に絶えず悩まされたため、七八年までに大抵の同マナのテナントは、彼らに同情的となった同家——同家自体は、そのころまでに、革命、そのコスト、その不快な民主的含蓄に幻滅を感じるに至った——に保護・支援を求めた。ところが、革命期以後、邦当局やニューイングランド人がテナントを悩ますことがなくなると、同マナのテナントは社会経済的民主化の完全充足を追求したのであった。(43)

ところで、キム氏は、「(開戦当初)、同マナのテナント大多数がその地主に味方した。」また、「(七八年ころ同)マナのテナントの地主離れの心は事実上消滅し、マナ主がますますしぶとく地代徴集を実施したにもかかわらず、離反心が再び頭をもたげることはなかったであろう。」そして、「(同マナを含む)北部マナの政治的軋轢は標準からの脱線」で、「ホイッグ(地主)の支配下におけるリース制度は、地主とテナント相互に利益があった」と説述している。(44) しかし本稿が示唆するように、このような断定にはいささか疑問をもたざるをえないであろう。一方、マーク氏(Irving Mark)のように、「ニューヨークの連邦憲法の反対は、地主を嫌悪する不機嫌なテナントから予期された」(45)と手放しで主張するのも疑問である。次にリンド氏は、「同マナのテナントのトーリィ主義は独立戦争中持続し、民衆派と貴族派の政治的抗争は講和まで継続した。」「(七七年五月の乱の鎮圧後)、武力暴動の恐怖は間もなく沈静したが、反乱の政治的結末は不可避であった。」「同家の権力の基礎が如何に不確実かが示され、」「(もはや)同マナのテナントの票が(領主の希望どおりに)投ぜられるのが当前ではなくなった。」「(エリート保守派代弁者)スカイラーは、(第一回邦知事選挙での)自己の敗北を同マナのテナントの棄権のせいにした。」「(そのころ以後古いエリート

は)、政治的処理法を修正する必要を認識せざるをえなかった」と論述した。[46] しかし筆者は、リンド氏の政治的民主化説を支持するとともに、八〇年代におけるエリート保守派の巻きかえしと、テナント(民衆)の穏健化ないし保守化を軽視してはならない点を注意したい。[47] また本稿が明らかにしたように、同マナのテナントが、何時までもトーリィ主義に固執したと断定することはできない。

要するに、リビングストンマナのテナントには、ニューヨーク市メカニックス[48]同様、ダイナミックな動きがみられたのであり、地主・テナント関係も流動的であったと指摘できるのである。本稿が、ニューヨークにおけるアメリカ革命の眞相究明のささやかでも、一つの手がかりとなれば、筆者にとってそれ以上の喜びはない。

註

① Staughton *Lynd*, Class Conflict, Slavery, and the United stated Constitution(1967), 67, 68, 75, 76-Hereafter cited as *Conflict*.

② Sung Bok *Kim*" Impact of Class Relation and Warfare in the American Revolution: The New York Experience, " Journal of American History, LXIX(1982), 338-9, 344-5-Hereafter cited as" *Impact.* "

③ 筆者、『農民とアメリカ革命―ニューヨーク・テナントの場合―』[三重社会科教育研究会『三重の社会科』第一一号 (1985)]、3-22.

④ Cynthia A. *Kierner,* " Landlord and Tenant in Revolutionary New York: The Case of Livingston Manor", New York History, LXX(1989), 133-52.

⑤ Ibid. , 133; " *Impact* ", 329, 339, 345; *Conflict*, 77.

⑥ Richard B. *Morris*, ed. , John Jay: The Making of a Revolutionary, Unpublished Papers 1745-1780(1975), 158-9.

⑦ Edmund B. *O' Callagham* and Berthold Fernow, eds, Documents Relative to the Colonial History of the State of New York(1853-87), XV, 144-Hereafter cited as *DRNY*; Willam H. W. *Sabine*, ed. , Historical Memoirs of William Smith(1956-58), II, 17, 26, 59, 83-4, 114, 126.

⑧ 数字は、" *Impact*" , 327.

⑨ Bernard *Mason*, " Organization of the Revolutionary Movement in New York Stae, 1775-1777" , Ph. D. dissertation, Columbia Univ. (1958) , 60.

⑩ *DRNY*, XV, 131, 136, 142-3.

⑪ *Conflict.*, 69-70; " Impact, " 334-5.

⑫ *Sabine*, op. cit. , II, 83, 126, 131.

⑬ *Ibid*, II, 133; The *Royal American Gazzette,* May 15, 1777; The *New York Gazztte*, May 19, 1777.

⑭ *Sabine*, op. cit. , II, 126-47.

⑮ *Ibid*. , II, 134; Kierner, op. cit. , 137.

⑯ *Sabine*, op. cit, II, 130.

⑰ " *Impact* ", 344.

⑱ *Sabine*, op. cit, II, 132, 134, ; *Journals* of the Provincial Congress, Provincial Convention and Council of Safety of the State of New York (1842) , II , 447.

⑲ Michael *Kammen*, " The American Revolution as a Crise de Conscience: The Case of New York ", in Richard M. Jellison, ed. , Society, Freedom, and Conscience: The Coming of the Revolution on Virginia, Massachusetts, and New York(1976), 140-4.

⑳ *Sabine*, op. cit. , II, 123, 127.

㉑ *Ibid*, II, 128.

㉒ *Kierner*, op. cit. , 137.

㉓ 筆者′『アメリカ的社会の出現—ニューヨーク植民地大所領の場合—』［関西アメリカ研究会編『アメリカの歴史上』(1981)］,33,40-2.

㉔ *Conflict*, 72; " *Impct* ", 338; *Jouranl* of Provincial Congres, I , 918-9.

㉕ *Kierner*, op. cit. , 139-40.

㉖ *Ibid*, 140.

㉗ 筆者′『いわゆる新保守派史家キム氏の見解について—十八世紀中葉におけるニューヨーク農民騒動をめぐる問題—』［三重初等教育研究会『初等教育研究』第四巻第四号 (1981)］′ 8 ; *Sabine*, op. cit. , II,127,129, 130.

㉘ *Ibid*. , II, 304, 350, 355-6, 372, 397.

㉙ *Ibid*. , II, 130—1, 139, 312.

㉚ *Ibid*. , II, 312, 397.

㉛ Jackson Turner *Main*, " Government by the People: The American Revolution and the Democratization of Legislatures " , William and Mary Qaurterly, 3rd. ser. , 23(1966), 394, 399-400 ; *do*, Political Parties Before the Constitution(1973), ch. 5; Edward *Countryman*, A People in Revolution: The American Revolution in New York, 1760-1790(1981), 198-202, Appendix 2 ; 筆者′『革命期アメリカにおける政治権力の統合と党派形成過程について—ニューヨークの場合—』［三重大学歴史研究会『ふびと』第四〇号 (1983)］′ 4.

㉜ *Sabine*, op. cit. , II, 160; Staughton *Lynd*, " Abraham Yate's History of the Movement for the United States Constitution " , William and Marry Quarterly, 3rd. ser. , 20(1963), 225.

㉝ cf. *Sabine*, op. cit. , II, 136-7.

㉞ Robert A. *Becker*, Revolution, Reform, and the Politics of American Taxation, 1763-1783(1980), 157-63; George *Dangerfield*, Chancellor Robert R. Livingston of New York, 1746-1813(1960), 106-8.

㉟ *Kierner*, op. cit. , 146-7.

㊱ *Sabine*, op. cit. , II, 169, 265, 267, 295; *DRNY* Ⅷ,783-4.

㊲ *Kierner*, op. cit. , 148.

㊳ *Countryman*, op. cit. , 189-90.

㊴ *Kierner*, op. cit. , 149-50;Carl L. *Becker* The History of Political Parties in the Province of New York, 1760-1776(1909), 17.

㊵ *Countryman*, op. cit, 263-4 ; 筆者′『ニューヨークにおけるアメリカ革命―独立革命についての1つの試論―』[同志社アメリカ史研究所『同志社アメリカ研究』第六号 (1970)′ 24-5.

㊶ Irving *Mark*, Agration conflicts in colonial New York, 1711-1775(1940), 206.

㊷ see, David M. *Ellis*, Landlords and Farmers in Hudson-Mohawk Region, 1790-1850(1967), ch. 7.

㊸ *Kierner*, op. cit. , 134;筆者′ 前掲′『農民とアメリカ革命』′ 17.

㊹ “ *Impact* ”, 331, 341, 346.

㊺ *Mark*, op. cit. , 204.

㊻ *Conflict*, 65, 74-7.

㊼ 筆者′ 前掲′『革命期アメリカにおける政治権力の統合…』, 9-12.

㊽ see, *Conflict*, 79-108. [以上]